施策 7-1-1　市民参加と協働の仕組みづくり

めざす姿

● 行政と市民などがそれぞれの主体性と自発性のもと、互いの特性を尊重し、対等な立場でお互いが連携しながら共通の目的に向かって、協力して取り組んでいる。

課題と展望

○ 協働によるまちづくりを進めるためには、政策立案過程での市民参画を推進しながら、市民の声を市政に反映することが必要であるとともに、行政からの発信という一方向のみの情報の流れではなく、各地域の情報や意見をフィードバックすることによる双方向の情報提供の仕組みを構築し、相互の信頼関係を築くことが重要となっています。

○ 「協働のまちづくり条例」には、市民などの役割や、市長（行政）の役割、議会の役割が明記されていますが、広く市民に条例の趣旨が理解され、それぞれが条例の趣旨に則って活動し、行政への参画意識を高めていく必要があります。

○ また、地域の課題解決に向けた取組を支援する職員地区担当制を十分活用する中で、地域住民と協働で地域づくりを進めていく必要があります。

取組の方向と主な事業

1．政策立案の過程から市民参画を推進します。

各種計画などの策定や、事業評価などに多様な手法を用いて市民が参画できる機会の充実と環境整備を図ります。

【主な事業】
- □ 行政評価市民委員会
- □ 市民満足度調査

2．市民にわかりやすく、適時適切な情報発信を推進します。

市報、市のホームページ、行政チャンネル、携帯電話などへのメール配信など各種媒体を通じて迅速でわかりやすい情報の発信に努めます。

【主な事業】
- □ こまちゃんメールの配信
- □ 市政モニター

3．協働のまちづくり条例の理解及び周知を図ります。

職員の「協働」に対する意識改革のための研修会などを実施するとともに、「協働」に関する学習会などを実施します。

【主な事業】
- □ 協働のまちづくり講演会

4．職員地区担当制の充実・強化に努めます。

地域の課題解決に向けた取組を支援する職員地区担当制を充実・強化します。

【主な事業】
- □ 職員の地区担当制

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
まちづくりや市の計画づくりへの機会が充実している。	2.75ポイント（H23）	2.80ポイント	2.85ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を2.80ポイントとし、その後各年0.01ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を2.85ポイントとします。
職員地区担当制を活用し、課題解決に向けた取組を行っている件数（累計）	16件	35件	54件	職員の地区担当制を活用し、地域の課題解決に取り組んでいる項目件数を指標とします。

注1）市民満足度調査：まちづくり指標として、2年に1度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を5段階（最低1から最高5まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○審議会など市の政策形成や行政評価など市民が参画する機会を積極的に設けます。
	県（国）	○県の政策形成や行政評価など県民が参画する機会を積極的に設けます。
市民など	個人（家庭）、団体、地域、企業など	○審議会など市の政策形成や行政評価の場に参画します。 ○地域の一員として、地域の行事や会議などに積極的に参加し、「地域づくり」活動に取り組みます。

【協働のまちづくり条例】市民憲章の理念を共有し、これからのまちづくりのあり方やその方向性を明らかにし、市民参加と協働により、英知を結集し、市民の力・地域の力を活かして、魅力あふれる市民主体の自立したまちを築くために、平成20年7月に制定した条例。

施策 7-1-2　市民活動の推進と市民活動団体の育成

めざす姿

●　地域団体や市民団体が地域課題の解決に向けて、活発に活動している。（積極的に取り組んでいる。）

課題と展望

○　これまで、公共的なサービスは、行政が担うものと考えられてきましたが、社会情勢の著しい変化に伴い、複雑化・多様化する地域課題や市民ニーズに対して行政だけでは対応できなくなってきています。

○　「地域自治を自己決定・自己責任で運営するため、自治組織に一定の権限と財源を移譲する」という地域内分権が進む中、真に自立した「住民自治」を確立するためには、市民などと行政が情報を共有し、役割を分担しながら「協働のまちづくり」を進めることが求められています。

○　現在、多くの市民活動団体（区、自治組合やＮＰＯ、ボランティア団体など）が公益的な活動を行っていますが、市民に認知され、理解されているとは言えず、さらなる広がりにつながっていないのが現状です。また、それぞれの団体などは、財政面や人材確保の面で課題を抱えており、こうした活動を支援することが必要です。

ハッチョウトンボの生息地整備活動の様子

取組の方向と主な事業

1．多様なまちづくり主体の育成を図ります。

地域の課題解決の受け皿となる市民活動団体など（市民団体、ＮＰＯ、ボランティア団体など）を行政としても育成し、核となる人材の発掘や育成に取り組みます。市民活動の拠点である市民活動支援センター「ぱとな」を中心に人的ネットワークの充実を図るとともに、市民活動団体などの課題や活動状況などについて情報を共有して、相互理解を深めながら連携してまちづくりの推進を図ります。

【主な事業】
- □　市民活動サポート事業（市民活動支援センター運営）
- □　こまちゃんイマジニア宣言事業（市民活動団体の認定）

2．市民活動団体などの主体的な活動への財政的な支援を図ります。

市民、市民活動団体、企業などと行政の役割分担を明らかにし、市民活動団体などの支援については、情報の共有と団体相互の連携を図るとともに、財政的な支援を行うための施策として「まち普請支援事業」を充実し、地域性を活かしたまちづくり活動や地域の活性化につながる活動を支援します。

【主な事業】
- □　協働のまちづくり支援事業（まち普請支援事業）

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
市民が中心になったまちづくりの活動が活発に行われている。	2.80ポイント（H23）	3.20ポイント	3.70ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を3.20ポイントとし、その後各年0.10ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を3.70ポイントとします。
まち普請支援事業の補助件数（累計）	18件	90件	150件	毎年2件新規の支援件数増を目標とします。

注1）市民満足度調査：まちづくり指標として、2年に1度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を5段階（最低1から最高5まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○施策や制度の周知・普及を図ります。 ○市民活動団体などの公共的・公益的な活動に対して、相談や財政的な支援をします。
	県（国）	○市民活動団体などの公共的・公益的な活動に対して、相談や財政的な支援をします。
市民など	市民、団体	○公共的・公益的な活動へ積極的に参加します。
	企業、事業所など	○公共的・公益的な活動へ積極的に参加します。 ○市民活動団体などへの寄附金や協賛金などによる財政的支援を行います。

施策 7-1-3　自治組織の活性化（未加入対策の推進）

めざす姿

●　自治組織に地域住民全員が加入し、地域課題の解決に向けて活発に活動している。

課題と展望

○　長期間にわたって定住しないアパート住民の増加や、隣近所におけるプライバシーに対する意識の変化などにより、自治会への加入率が低下しており、地域の助け合いや住民相互の交流活動など、活力ある地域づくりに対する地域力が低下しています。

○　災害時の助け合いをはじめ、ごみ集積所の設置、管理やごみ出しマナーの徹底、道路や公園の美化、防火・防犯、高齢者など弱者の支援、親睦行事の催しなどは一部の人だけで取り組んでも十分な効果が上がらないため、地域を挙げて多くの住民が共同で取り組んでいく必要があります。

○　平成２３年３月の東日本大震災の発生により、隣近所の助け合いの重要性の意識が高まっていることから、防災を切り口にした活動の充実を図る中で、組織未加入者も含めた住民の地域活動への参加を促し、地域住民の日頃からのつながりを深めることで、自治組織への加入率を高め、地域を活性化することが期待できます。

取組の方向と主な事業

1．自治組織が、地域の課題を自ら解決していける地域力を高める活動を側面から支援します。

【主な事業】
- □　職員地区担当制による、地域課題の解決への取組
- □　協働のまちづくり事業による地域活性化事業の支援

2．自治組織未加入者に、自治組織の重要性を理解してもらい、加入率を高める取り組みをします。

【主な事業】
- □　未加入者の加入意識を高めるため、転入者への加入の働きかけの強化
- □　加入促進広報の充実

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
自治会加入率	72.9%	80.0%	85.0%	行政文書配布世帯数／住民登録世帯数

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○自治組織活性化のために側面的な支援を行います。 ○自治組織の活動の重要性を理解してもらうための啓発活動を行います。
	県（　国　）	○住民自治の組織力を向上させるための支援を行います。
市民など	個人（家庭）	○隣近所を思いやり、災害時などには、隣近所で助け合います。 ○地域の景観や環境を大切にする意識を持ちます。 ○地域活動に積極的に参画します。
	地域	○地域の課題を地域住民自らが解決していく地域力の向上を図ります。 ○新規加入者が加入しやすい条件の整備と、地域活動への理解を高める取り組みを行います。
	事業者（アパートの大家、管理受託業者）	○自治組織、地域活動への理解を深め、入居者の自治組織への加入を促進します。

施策 7-2-1　男女共同参画社会づくりの推進

めざす姿

●　男女が性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できている。（発揮している。）

課題と展望

○　男女共同参画社会の実現に向けて、平成８年から様々な取組を行い、その結果市民の意識は少しずつ変化してきていますが、地域住民の生活や価値観が大きく変わりゆく社会情勢のなかで、今もなお固定的役割分担意識や習慣、しきたりなどの課題が残されています。

○　平成２２年に制定した駒ヶ根市男女共同参画社会づくり条例の基本理念に基づき策定した平成２４年から向こう５年間の駒ヶ根市男女共同参画計画「あなたと私のいきいきプランパートⅣ」では男女がそれぞれの人権を尊重し、思いやり、認め合う気持ちを大切にし、あらゆる分野で個性と能力を発揮し、その責任を分かち合いながら自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざしていくことを基本目標としています。

取組の方向と主な事業

1．男女の固定的役割意識をなくし共同参画のためにさらなる意識づくりを推進します。

家庭生活で、男性と女性で公平でない慣行などがないか意識し、あらゆる機会を通して、共同参画の認識を深めるための啓発活動を進めます。

【主な事業】
- □　啓発事業　講演会や推進講座の開催
- □　女性団体連絡会など活動団体他の支援

2．家庭、地域、職場において男女が共にいきいき活動できる環境づくりを推進します。

仕事中心のライフスタイルではなく、誰もが、仕事・家庭生活・地域活動において調和のとれた活動を実現できるよう意識啓発を進めます。

【主な事業】
- □　子育て支援、介護支援の充実、情報提供
- □　ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及促進

3．政策などの立案・決定への共同参画を推進します。

各種審議会や委員会などに女性委員の積極的な登用に努め、女性自身が政策・方針決定の場に参加する意識を高めるよう意識啓発を進めます。

【主な事業】
- □　女性参画状況の調査と公表
- □　女性リーダーの養成支援

4．男女の人権尊重と生涯にわたる健康支援を推進します。

パートナーに対する暴力からの救済、相談体制の充実、男女の性に対する教育と生涯にわたる健康づくりを進めます。

【主な事業】
- □　人権教育の推進
- □　健康相談・検診・教育の推進

達成目標

指標名	現状 (H24)	前期目標 (H30)	最終目標 (H35)	備考
男女が等しく参加活躍できる社会環境である。	3.25 ポイント (H23)	3.40 ポイント	3.55 ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を 3.40 ポイントとし、その後各年 0.03 ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を 3.55 ポイントとします。
審議会などにおける女性委員の登用人数の割合	21.5% (H23)	30.0%	35.0%	各種審議会や委員会などの委員に占める女性の割合。市男女共同参画計画の目標を基準に設定

注 1）市民満足度調査：まちづくり指標として、２年に１度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を５段階（最低１から最高５まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○計画に基づき各担当部署で事業を推進します。
	県（国）	○企業や地域社会の意識改革や子育て支援策の推進、女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組み、女性の雇用と社会参加を促進します。
市民など	個人（家庭）	○子育てや介護などを協力して行います。
	地域	○男女ともに役割分担し、事業を実施します。
	企業、事業所など	○男女ともに子育てや介護に携われる労働環境づくりに取り組みます。

【ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）】仕事と仕事以外の生活を調和させ、持っている能力をフルに発揮し、性別・年齢を問わず、それぞれが望む人生を生きることをめざします。

施策 7-2-2　国際交流と多文化共生の推進

めざす姿

● 国籍を問わず、市民が相互に協力して暮らしている。

課題と展望

○ グローバル化がますます進展し、国家の枠組みを越えた相互依存関係も深化しています。人、物、金、情報が国を越えて一層流動する時代を迎え、地球規模で物事をとらえるとともに、地球上のあらゆる人々と協力して平和と幸福を追求することが必要不可欠となっています。

○ こうした中、当市ではこれまで築いてきた国際交流の実績を背景としつつ、蓄積された経験や技術を世界の平和や発展のために積極的に活用するとともに、世界各地の知見を当市の発展に結び付けていくことが大切です。特に当市には、全国に２カ所しかない青年海外協力隊訓練所があることから、これを活かしたまちづくりを一層推進していくことが大切です。

○ 当市にも外国籍市民が生活していますが、国籍や民族などの違いにかかわらず、多様な価値観を地域の活力として活かすことができる新たなまちづくりが求められています。

○ グローバル化が進む中で、子どものころから広い視野を持ち、異なる文化、言語、価値を越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力や協調性を高めていくことは、国際社会を生きていくうえで大変重要となってきています。

青年海外協力隊訓練所

取組の方向と主な事業

1．青年海外協力隊訓練所を活かしたまちづくりを進めます。

青年海外協力隊訓練所や協力隊を支援する市民団体などと連携を深め、市民が主体の国際理解教育、国際交流、国際協力活動を推進します。

【主な事業】
- □ 国際交流・協力団体の支援
  （みなこいワールドフェスタなど）
- □ JICA ボランティアの派遣前訓練における学校交流

みなこいワールドフェスタこまがね国際広場

2．多文化共生を推進します。

外国籍市民も含めた市民が安心して暮らせる多文化共生の地域づくりを推進します。

【主な事業】
- □ 外国人相談窓口、翻訳、日本語学習
- □ 外国籍市民の防災訓練

日本語学習事業

達成目標

指標名	現状（H24）	前期目標（H30）	最終目標（H35）	備考
外国人にやさしいまちづくりが行われている。	3.00 ポイント（H23）	3.20 ポイント	3.70 ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を 3.20 ポイントとし、その後各年 0.10 ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を 3.70 ポイントとします。

注 1）市民満足度調査：まちづくり指標として、２年に１度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を５段階（最低１から最高５まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○関係機関や市民団体などと連携し、国際交流を推進します。 ○外国語窓口などの多文化共生事業を推進します。 ○市民やボランティアなどの多文化共生事業を支援します。
行政	県（国）	○多文化共生を政策的に推進します。
市民など	個人（家庭）、市民団体、関係団体など	○国際交流イベントの開催・協力・参加、国際貢献活動へ協力します。 ○市民として多文化共生事業へ積極的に参加します。

【グローバル化】政治、経済、文化など、様々な側面において、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。
【多文化共生】国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

施策 7-2-3　人権が尊重される社会の実現

めざす姿

●　差別や偏見がなく、市民一人ひとりの人権が真に尊重されている。

課題と展望

○　差別や偏見は、基本的人権に関わる重要な社会問題です。「人権が真に尊重される社会づくり」を実現するため、市民一人ひとりが人権問題を自身の課題としてとらえ、差別や偏見の解消にむけた一層の努力が必要です。

○　今日、いじめや反社会的行動の増加などに見られるように、他人への思いやり・生命や人権の尊重などの基本的な倫理観の欠如、自己抑制力・自立心などが十分に養われていないことによる様々な社会問題が起きています。このため、乳幼児期からの人権尊重、命の大切さ、思いやりの心、がまんする心、生きる力を育む教育を積極的に推進するとともに、大人社会のモラルの向上が求められています。

○　特に、いじめ問題は大きな課題であり、いじめ撲滅に向けて関係機関との連携をさらに深め対策を講じる必要があります。また、インターネットの普及に伴う人権問題も多数発生しており対策が必要となっています。

取組の方向と主な事業

1．各世代における人権尊重に関する啓発活動を推進します。

＜幼児期＞保育・遊びを通じて人権教育の基礎づくりをします。

＜小・中学校期＞自然体験や異年齢交流を通じて人権教育の基礎づくりをします。

＜家庭＞親子のふれあいを大切にし、しつけの必要性を啓発するなど、大人への啓発を通じて人権思想を熟成します。

＜成人＞大人のモラルや人権尊重意識の向上を図るため、地域交流の場への参加を促し、ともに支え合う地域づくりを通じて差別のない社会をめざします。

【主な事業】

- □　人権啓発講演会の開催や参加
- □　人権啓発関連団体などへの支援

2．人権教育の推進にあたり関係機関と連携します。

(1)　人権教育研修会などを大切にし、学校教育、社会教育、企業内教育の連携を深めながら、指導者の養成を図り、地域ぐるみの人権教育を推進します。

(2)　施策を効果的に推進するため、国・県・関係団体や人権擁護委員などと連携し、人権教育や啓発活動の推進を図ります。

【主な事業】

- □　関係機関などとの連絡会議

達成目標

指標名	現状 (H24)	前期目標 (H30)	最終目標 (H35)	備考
人権相談件数の新規受理件数	12 件	9 件	6 件	

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	幼稚園･保育園、小・中学校	○人権尊重の意識向上を図るため、幼稚園、保育園、小・中学校などで人権教育を行います。
	駒ヶ根市	○教育現場における人権教育を推進します。 ○啓発活動や人権相談を行います。
	県（国）	○人権教育や人権啓発を推進します。
市民など	個人（家庭）	○身の回りの差別に気づき、差別をなくします。 ○人権教育に関する講座、事業などに参加します。
	地域	○地域における習慣などの見直しや多文化、他地域、多世代の市民との交流と理解をするための取組を行います。
	企業、事業所など	○国籍、性別、文化などの違いにとらわれることなく、雇用に努めます。

施策 7-2-4　青少年健全育成の推進

めざす姿

● 青少年が健全に過ごしている。

課題と展望

○ 現代社会は数多くの情報が飛び交う中で、青少年は異文化を受け入れる柔軟性を持ち合わせており、ネットワークの中で自分の意見を率直に述べることができるなど、今までに比べて優れた資質を持っています。

○ 一方では、対人関係を築くことに関して、友人との付き合いが浅く、人間関係を作り上げる力が弱まるなど社会性が不足していることが懸念されます。

○ 人間同士のふれあいの中で、自分の考えを持ち、自らが判断し、自らの責任で正しく行動することが求められているため、青少年期に異年齢交流や地域活動を通じ、社会の一員としてルールを守ることや我慢することの大切さ、思いやりの心やいたわりの心、責任感を養うことが必要です。

青少年育成委員会研修会

青少年育成委員街頭啓発

取組の方向と主な事業

1．地区子ども会の事業を充実します。

地区子ども会活動へ積極的に参加できるよう、青少年育成委員を中心に地域全体での活動を支援し、子ども達が主体的にかかわる行事を通じ異年齢交流を進めます。

【主な事業】
- □ 地区子ども会活動支援
- □ ジュニアリーダーの育成

2．青少年の健全育成に努めます。

家庭・学校・地域の連携を強めることで地域ぐるみで子どもの育成を図り、地域での行事などに地域の一員として子どもたちが活動できる場をつくります。

【主な事業】
- □ 地区育成会・区・分館活動支援
- □ 環境美化や地域防災活動など社会参加活動の推進

3．青少年の非行防止活動を推進します。

思春期の子どもたちが誤った行動に走らないように、青少年育成委員、家庭と学校、地域、警察、児童相談所など関係者が連携して非行防止活動の推進を図ります。

【主な事業】
- □ 街頭補導活動
- □ 有害環境チェック活動

達成目標

指標名	現状 (H24)	前期目標 (H30)	最終目標 (H35)	備考
青少年が心身ともに健康に育つ環境にある。	3.29 ポイント (H23)	3.40 ポイント	3.50 ポイント	市民満足度調査の満足度（ポイント）。前期目標を 3.40 ポイントとし、その後各年 0.02 ポイント上昇するよう取り組み、最終目標を 3.50 ポイントとします。

注 1）市民満足度調査：まちづくり指標として、2 年に 1 度実施している市民意識調査。調査項目については、重要度と満足度を 5 段階（最低 1 から最高 5 まで）で調査。

役割分担

主体の分類		主体の役割
行政	駒ヶ根市	○青少年育成委員とともにより良い環境づくりに努めます。
	県（国）	○関係機関・団体と連携した事業の推進と支援を行います。
市民など	個人（家庭）	○地区行事などに積極的に家族で参加します。
	地域	○青少年が地域の一員として活動できる場をつくります。

【ジュニアリーダー】子ども会活動・地域社会の振興を図るため、様々な研修を受けながら、子ども会活動の支援・地域活動を行う小学生から高校生までの子ども達

第3章　基本計画の推進に向けて

1　推進体制の確立　－　市民と行政との協働

この計画に基づく施策を効果的かつ効率的に推進するため、市民や各種団体、国県などが連携協力し、役割分担に従って進める必要があります。
そのためには、情報を共有し意見交換する場を設定することなどにより、お互いの課題を共有し、その課題の解決に向けた取り組みを進めるなど、情報の共有と協働を一層強化します。
また、市においても、プロジェクトや施策において、組織横断的な対応ができるよう推進体制の整備を行います。

2　進捗状況の検証と公表

計画を実効あるものとするためには、施策の目標の進捗状況を把握するとともに、私たちがめざす「めざす姿」の実現に向けて進むべき方向を常に確認しながら施策を展開することが重要です。
そのため、政策の評価や事業点検では、施策や事業の成果を重視するとともに、市民と行政が一体となって検証を行い、今後の取組の方向性を検討し、施策や事業の見直しを行います。
具体的には、計画に掲げた「５つのプロジェクト」や「施策」の数値目標の実績値の推移などを確認することにより計画の進捗状況を把握します。
特に、重点的な取り組みである「プロジェクトによる施策」については、社会経済情勢の変化などを踏まえて課題を整理し、有識者などの意見を聴いた上で今後の取組方針を示します。
そして、これらを市民に分かりやすく公表し、市議会に報告するとともに、予算などに反映するなど計画の推進に向けて施策や事業を改善していきます。

3　計画の見直し

市政を取り巻く社会経済情勢に計画策定時の想定を大きく超えた変化が生じることも考えられます。この場合にあっては、計画期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行います。